

1 日 時 令和8年2月27日(金) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第3号 農地法第3の規定による許可申請の件
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第6号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進
計画作成要請の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 16番 中込委員、17番 小宮山委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 田 中 颯

7 閉 会： 午後4時10分

【事務局長】 それでは、第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。

【議長】 (会長のあいさつとして、年度末に向け多忙のなかの出席、及び寒い日の現地調査参加者に謝意。)
本日の出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

(日程第1 議事録
署名委員の指名)

【議長】 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名人は、16番 中込委員 と 17番 小宮山委員を指名致します。

(日程第2 会期の
決定) 【議長】

日程第2「会期の決定」を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議がありませんので、本日1日と決定します。

(日程第3 議事)
(報告第2号)

【議長】 それでは議事に移ります。
「報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。
事務局に 番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長
資料1ページをお願いします。
農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号1番 地図公図は1ページ、2ページになります。
篠原●●、面積331㎡を●●の●●さんが駐車場へ転用するための届出が出ています。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第3号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号1番から番号2番の説明をお願いします。

【事務局】

はい議長。

資料2ページをお願いします。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号1番 地図公図は3ページ、4ページになります。

西八幡●●、面積401㎡を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による駐車場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号2番 地図公図は5ページ、6ページになります。

西八幡●●、面積65㎡を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転による宅地拡張をするための転用の届出が出ています。

隣接宅地との一体利用を計画しています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第3号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 1 番 の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号 1 番、地図公図は7ページから10ページになります。

下今井●●外3筆、合計面積 2,252 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地は、まず地図公図7ページ、8ページの●●と●●番の2筆が、●●の南方 約 100m に位置する農地で、柿の作付けを予定しています。

次に、地図公図9ページ、10 ページの●●番と●●の 2 筆が、●●の南側に近接する農地で、水稻の作付けを予定しています。

所有機械については、トラクター、ハーベスター、田植え機等です。

モニターの写真は最初に●●分の進入路となる●●を北西側から撮影したものです。

続いて、同じ●●の●●番の北側から撮影したものです。

次に、場所が変わって●●の●●番を東側から撮影したものです。

次に南側から撮影した画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●番●●委員 お願いします。

【●●番●●委員】

●●番●●です。2月19日正副会長、●●推進委員、事務局と現地調査を致しました。

市外にいる弟さんが兄から譲り受け●●番地は柿を作付けし、●●、●●は水稻の栽培をするそうです。毎日のように実家に来ていて田畑を管理しています。

問題はないかと思しますので、よろしくご審議お願い致します。

【議長】

続いて ●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。19日に現地調査をしてまいりました。

兄弟間で有償移転するものでございまして、譲受人である弟さんは既にかかなりの田畑を兄から譲り受けています。本件もその流れの一環でありまして、体調面から耕作が大変という兄に代わりまして弟さんが農業を継いでいこうという強い意思があるようでございます。本件の田のほうも既に弟さんが作っておりまして、特に問題は無かろうかと

思います。よろしくご審議お願い致します。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号1番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

資料は同じく3ページになります。

番号2番、地図公図は11ページ、12ページになります。

宇津谷●●外12筆、合計面積4,751㎡を●●の相続財産清算人の●●さんから、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地でソバの作付けを予定しています。

●●は、障害者の就労支援を行っている会社の子会社で、親会社は●●地区の施設において就労に向けた実習等を行っており、そこで運営している食堂で提供する蕎麦の栽培に伴い経営地拡大を計画しています。

なお、農地所有適格法人の要件を満たすことについては、確認済みです。

申請地は●●との●●に近い農用地区域内農用地です。所有機械についてはトラクター、コンバイン、刈払い機、動力噴霧器等です。

筆数が多いですので、モニターの写真は最初に計画地全体を示した公図と航空写真の重ね図を表示します。

次が、●●、●●、●●の3筆を北側から撮影したものです。

次の画像が、●●外6筆を南西側から撮影したものです。

続いて、●●外6筆を南側から撮影したものです。

次が●●と●●を北側から撮影したものです。

最後が●●、●●、●●を北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

現地調査の報告を●●番●●委員 お願いします。

【●●番●●委員】 ●●番●●です。ここは圃場整備ができなくて筆数が多い土地になっています。大型機械も入りづらい所なのでこのままですと耕作放棄地になってしまうのかなと思っていたところへ、購入者が現われ農作物を作っただけということですので、とても良かったと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】 続きまして ●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】 ●●です。この広い土地が耕作放棄地になってしまうのは大変困るので、こういう形で耕作していただければいいと思います。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●番●●委員】 この土地をどのくらいで売り買いするかわかりますか。

【事務局】 10 アール当たり●●円という金額になっています。

【●●番●●委員】 売主の相続財産清算人というのは弁護士ですよ。

【事務局】 そうです、弁護士です。

【議長】 そのほかに質問ありますか。

質問が無いようでございます。

番号2番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定いたします。

(議案第4号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号1番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料4ページをお願いします。地図公図は13ページ、14ページに

なります。

番号1番、万才●●、面積297㎡を●●の●●さんが、個人住宅1棟の建築のための許可申請が提出されました。

建築予定面積は81.98㎡で、汚水は合併浄化槽を經由し西側水路に放流し、雨水は浸透枳で処理し、超過分は西側水路に放流する計画です。申請地は●●の東、約300mに位置し、●●に近接する第2種農地です。資金証明書、事業計画書、土地選定理由書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターの写真は、南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●番●●委員 お願いします。

【●●番●●委員】 ●●番●●です。過日現地調査をしました。

農地として非常に優良なので可決したくないのですが、相続絡みで家を建てるということで特に問題はないと思います。ただ非常に残念です。以上です。

【議長】 続きまして●●推進委員 お願いします。

【●●推進委員】 推進委員●●です。自己都合で17日に単独で現地調査を実施しました。周辺宅地化が進んでいて、南側はすぐ●●があり商業施設もあります。地権者の住宅建設ということで止むを得ないと考えます。ご審議のほうよろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号1番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

(議案第5号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。

「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程

致します。事務局に番号8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。地図公図は15ページ、16ページになります。

番号8番、岩森●●、面積 198 m²を●●の●●さんから、●●の●●さん他1名に使用貸借による個人住宅1棟を建築するための転用許可申請が提出されました。

申請地は都市計画法に規定する用途地域で、●●の北西約 250m に位置する第3種農地です。計画面積は 198 m²で、建築予定面積は 63.96 m²で2階建ての住宅です。給排水は西側道路 上下水道本管に接続し、雨水は浸透枳で処理する計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは南西側からの画像を表示します。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

現地調査の報告を●●番●●委員 お願いします。

【●●番●●委員】

●●番●●です。先日現地調査をしてきました。

こちらの農地ですが、周りが住宅、東側は新しい住宅で、西側も元々部落という所です。貸付人の●●さんは高齢で自分で耕作するのは難しい状態です。こちら住宅にするのに問題はないかと思えます。よろしくご審議お願いします。

【議長】

続きまして ●●推進委員に意見ををお願いします

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。2月19日会長他5名で現地調査を実施しました。

申請農地は●●の北側約 250メートルに位置する3種農地です。西側道路には上下水道があって使用でき、雨水は浸透枳で処理するようです。付近の農地・住宅には影響ないと思えます。貸付人と借受人の関係ですけれど2親等の親族関係ということです。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようございます。

番号8番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 9 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料は引続き5ページをお願いします。地図公図は17ページ、18ページになります。

番号9番、竜王新町●●、面積 507 m²を●●の●●さんから、甲斐市亀沢の●●に所有権移転による資材置場にするための転用許可申請が提出されました。申請地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第3種農地です。

譲受人の●●は、土木・建築工事を請け負っている事業者で、近年は●●地区をメインに工事を請け負っており、現場へ 30 分位でアクセス可能な 500 m²位の候補地を検討していたところ、当該地を選定いたしました。

資材置場 507 m²の利用計画内訳は、土砂置場 90 m²、碎石置場 75 m²、3トンの駐車スペース 15 m²、緩衝地帯 80.5 m²、通路及び作業スペース 246.5 m²の内訳となっております。

雨水は自然浸透で処理する計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは最初に南西側から見た画像を表示します。

次に北東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

それでは現地調査の報告を●●番●●委員 お願いします。

【●●番●●委員】

●●番●●です。今月 19 日に正副会長はじめとするメンバーで現地調査を行いました。

申請地は市街化調整区域内の 3 種農地で、●●が資材置き場にする転用について確認しました。申請地は既に碎石等でコンクリー壁よりも高く埋め立てられた状態になっていました。資材置き場は緩衝地を設け設置する予定で、雨水の処理は自然浸透のため近年の異常豪雨による敷地外流出が懸念されています。また侵入口が無い道路側溝に鉄板を置き通行する計画になっているので通行時に土砂が搬出される可能性があります。最近●●周辺の休耕地には資材置き場が増え

ており中には傾斜地等で流出の危険性があるものが散見されていますが、ここは特に監視が必要と感じました。

また住宅に隣接するため住民の同意があるか事務局に質問したところ農業委員会の管轄は農地なので隣接する●●の農地については同意書があるとのことでした。しかしトラブル防止のため住民に業者による事前説明が必要と感じました。

休耕地の有効利用として検証するため土砂等の敷地外流出や資材の盛り土の高さが適切であるかについて定期的に監視するつもりでいますので、資材置き場にご審議お願い致します。

【議長】 続きまして ●●推進委員に意見ををお願いします

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。2月19日に会長、副会長、●●農業委員、市職員で現地調査を実施しました。

該当農地につきましては、●●の最上部で●●との境に位置し住宅等が連担する3種農地であります。現況は砂利等が敷き詰めてあり雑種地的な状況でありました。今回所有権移転による碎石・土・車輛等の資材置き場にするための転用申請であります。

雨水は自然浸透となっておりますが、隣接する道水路が低いと土砂等流出防止対策の指導が必要かと思われませんが、その他については事業計画書、利用計画図に基づくものであれば、特に問題はないものと考えております。よろしくご審議お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●番●●委員】 この会社が大丈夫かと思ってネットで調べたのですが出てこないんですね。実際にどういう事業をやっているのかを確認したいのと、ここは既に盛り土で造成されているんですよ。やったもの勝ちになるので始末書などを取った方がいいと思います。

【事務局】 法人登記簿を見ますと所在は●●になっておりまして、宅地造成、土木建築工事等を請け負ったり、薬草の栽培、肥料の製造販売を行っている会社です。

譲渡人の●●さんに説明を求めたところ、令和2年に●●さんが3条を取得したところ●●さん知人の建設業者が誤解しまして、資材置き場にするのに転用手続きが必要であることを失念していたということで、碎石を敷いてしまいました。

令和3年2月に農業委員会事務局が指導したところ、すぐに●●さん

が農地復元のためコンクリートとか撤去除草作業を行いました。その後耕作可能な状態に整えたのですが碎石を完全に除去することはできなかったのですけれども、当初計画していた果樹を作付けするには問題ないレベルまでに復元されました。

令和3年4月に農業委員会事務局が復元完了を確認した後に柿の木の苗木を10本植え付けまして、散水肥料等管理をしてきたんですが、昨今の記録的猛暑の影響を受け枯れてしまい、放置する状況になってしまい反省していますとの聴取をしています。

【●●番●●委員】 会社の実績はどうなっていますか。

【事務局】 過去3年間の売上げを聴取しておりまして、2022年には●●万円程、2023年には●●万円程、2024年は●●万円程の売り上げがあったとの実績です。

【議長】 よろしいですか。ほか質問ありますか。

質問がないようでございます。

番号9番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号10番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料は同じく5ページをお願いします。地図公図は19ページ、20ページになります。

番号10番、竜王新町●●、面積706㎡を●●の●●さんから、●●の●●に所有権移転による資材置場にするための転用許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第3種農地です。譲受人の●●は土木及び外構工事を請け負う事業をしており、現在、同じ●●の●●沿いにある資材置場を使用していますが、工事の受注増加で収容規模に限界が見込まれ、新たな資材置場を確保する必要があり、現在の資材置場から1km以内にある申請地を選定いたしました。

資材置場706㎡の利用計画内訳は、土砂置場275㎡、3トンの駐車

スペース 15 m²、緩衝地帯 98.5 m²、通路及び作業スペース 317.5 m²の内訳となっております。

雨水は自然浸透で処理する計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは南側からの画像を表示します。

次が北西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。9 番の隣接地ですね。

また現地調査の報告を●●番●●委員 お願いします。

【●●番●●委員】 はい、●●番●●です。

先程の 9 番の議案と社長同士が知り合いで、分筆して南側を土や碎石の資材置き場として計画しています。調査地は入り口があるが道路側溝に橋がないため鉄板を敷き通行する予定だそうです。これ以上土留対策になるようなコンクリート壁の嵩上げはない計画のため、雨水が自然浸透なので汚水等の流出が懸念される場所です。

資材等の盛り土高さが適切にされていることなどの監視を行うつもりでおりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】 続きまして ●●推進委員に意見をお願いします

【●●推進委員】 推進委員の●●です。

9 番と分筆した土地の譲受人が違う許可事案で、土砂等防止対策、事業計画書、利用計画図通り行えば特に問題は無いと考えておりますが、地域住民に迷惑がかからなければいいと考えます。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。なにか質問ありますか。

農業委員推進委員には大変でも監視をお願いしたいと思います。

【●●推進委員】 資材置き場での高さ制限はあるんですか。パトロールしたいと思うので教えていただきたいと思います。

【事務局】 盛り土は 1 メートル未満におさえる計画ですが、事務局も監視して参りたいと考えます。

【議長】 ほかに質問ありますか。

質問がないようでございます。

番号 10 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 6 号)

【議長】

次の議事に移ります。

議案第 6 号、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件を上程致します。

事務局に 番号 12 番から番号 22 番の説明をお願いします。

【事務局】

資料 6 ページをお願いします。

農地中間管理機構を利用した利用権設定です。公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号 12 番、地図公図は21ページ、22ページになります。

牛久●●外 5 筆、合計面積 4,299 m²を●●の●●さんが、●●の●●に田を9年9カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。オリーブ・桃の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして、

番号 13 番、地図公図は23ページ、24ページになります。

大久保●●外 1 筆、合計面積 1,927 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を9年9カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

桃・梅・柿の栽培を計画し、賃借料は●●円です。

資料7ページをお願いします。

番号 14 番、地図公図は25ページ、26ページになります。

玉川●●、面積 2,185 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を2年9カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして番号 15 番、地図公図は27ページ、28ページになります。

西八幡●●外 2 筆、合計面積 1,547 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 2 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続きまして番号 16 番、地図公図は29ページ、30ページになります。

牛句●●外 1 筆、合計面積 2,088 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 4 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

市の集積計画期間満了に伴う借換えになりまして、梅の栽培を計画しています。賃借料は無償です。

資料8ページをお願いします。

番号 17 番、地図公図は29ページと32ページになります。

牛句●●、面積 911 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 4 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

市の集積計画期間満了に伴う借換えになりまして、梅の栽培を計画しています。賃借料は無償です。

続いて番号 18 番、地図公図は29ページと32ページになります。

牛句●●、面積 771 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 4 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

市の集積計画期間満了に伴う借換えになりまして、梅の栽培を計画しています。賃借料は無償です。

続いて番号 19 番、地図公図は29ページと32ページになります。

牛句●●外 2 筆、合計面積 2,136 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 4 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

市の集積計画期間満了に伴う借換えになりまして、梅の栽培を計画しています。賃借料は●●です。

資料9ページをお願いします。

番号 20 番、地図公図は29ページと32ページになります。

牛句●●、面積 2,067 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 4 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

市の集積計画期間満了に伴う借換えになりまして、梅の栽培を計画しています。賃借料は●●です。

続いて、番号 21 番、地図公図は33ページ、34ページになります。
西八幡●●、面積 1,437 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに畑
を 9 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。
ブドウの栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●円です。

続いて、番号 22 番、地図公図は35ページ、36ページになります。
牛匂●●外 1 筆、合計面積 1,052 m²を●●の●●さんの相続人代表
者の●●さんが、●●の●●に畑を 19 年 9 カ月間、新規に貸し付ける計
画作成案の送付を受けました。

ブドウの栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●円です。

なお、本件は、先月の総会でご審議いただきました●●東側の一体農
地における醸造用ブドウの栽培地と同様の案件になりますが、相続人の数
が多く同意を得るのに時間を要したため、本件のみ1カ月遅れで、案の送
付を受けたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、通常であれば担当農業委員に
よる現地調査の報告は省略するのですが、ほとんど私の担当地区ですの
で一言述べさせていただきます。

●●から南、●●の間で、農地が荒れたままだったのが利用権設定で
若い方がきれいにした所があります。今回の●●は更新ということです。●
●で綺麗に梅の花が咲いているので見に行っていたきたい。農業委員
は農地を守るといふことだから中間管理事業で増やして行っていただきた
いというのが地元農業委員の意見です。

これより質疑に入ります。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。番号 12 番から 22 番までの計画作成案について、
作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号12番から 22 番までについて作成要請を
行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

審議ありがとうございました。

【事務局長】

それではこれで総会を終了したいと思います。

午後 4 時 30 分閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年 月 日

議事録署名委員 16番

議事録署名委員 17番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之